

高知県公安委員会告示生企第1号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行ったので、同規則第9条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和8年1月6日

高知県公安委員会委員長 前田 みか

別表のとおり

別表

申請者	製造業者名	遊技機の種類、型式名及び検定番号	検定の有効期間
愛知県名古屋市中区丸の内二丁目11番13号 株式会社サンセイアールアンドディ 代表取締役 山本 和弘	左同	ぱちんこ遊技機 e 牙狼トリプルバーストRF 510971	告示の日から 3年間
東京都品川区西品川一丁目1番1号 住友不動産大崎ガーデンタワー 株式会社銀座 代表取締役 藤島 久香	左同	回胴式遊技機 LB 異世界かるてっと KR 5S1513	告示の日から 3年間
東京都渋谷区南平台町16番17号 株式会社七匠 代表取締役 照沼 丈史	左同	ぱちんこ遊技機 e グリッドマンBDN 510964	告示の日から 3年間
愛知県名古屋市千種区今池三丁目9番21号 株式会社三洋物産 代表取締役 盧 昇	左同	ぱちんこ遊技機 e アクダマドライブEHLT 510887	告示の日から 3年間